

戦略・施策・事業評価制度の概要について

秋田県商工会連合会
令和元年 8 月 26 日改訂実施要領より

I 商工会創生プランに係る戦略・施策・事業評価の実施

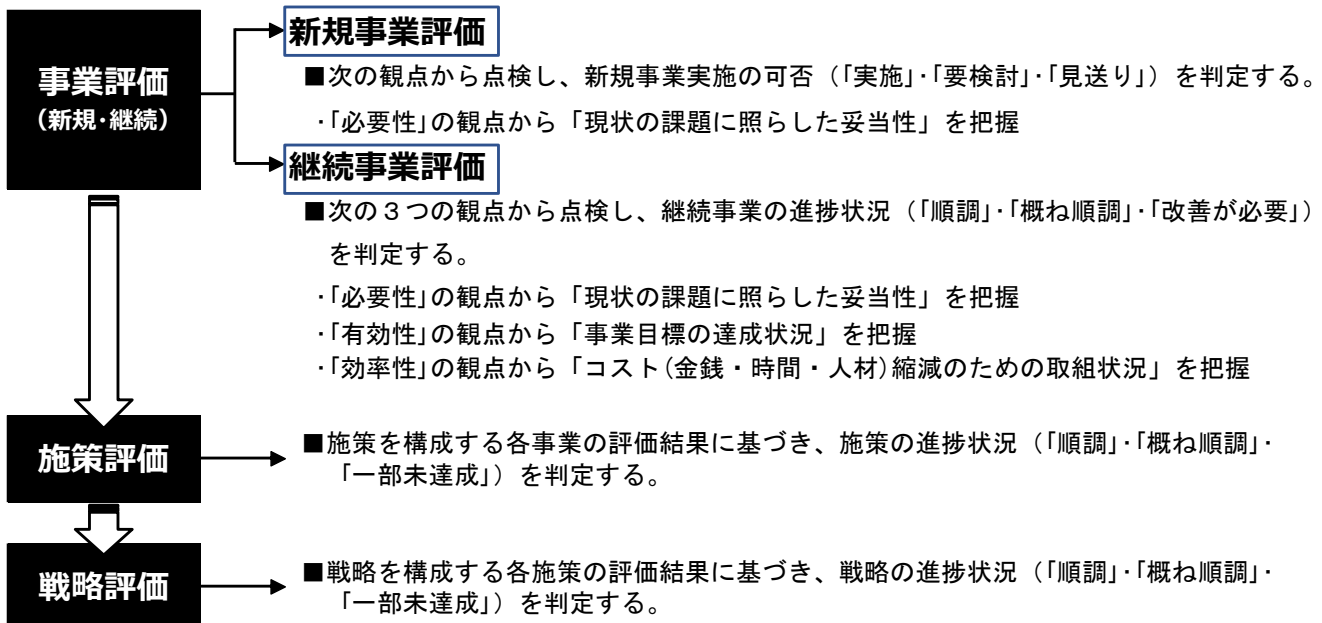
1 評価の目的

- ・成果を重視した目標管理型の組織運営を強化する。
- ・プランに掲げる戦略、施策、事業について一定の基準に照らして客観的な点検を行い、その結果を踏まえて今後の取組に反映させる。→ P (計画) D (実行) C (点検) A (改善) サイクルを回す。
- ・環境変化が著しい中でも常に見直しと改善を行い、プランの着実な推進と事業者サービスの一層の拡充につなげる。

2 評価の基本的な進め方 ※毎年度実施



3 評価の種類及び構成と判定



4 個別の評価結果の反映

- ・ 戦略評価の結果は、プラン全体の方向性や今後の展開を検証する材料とする。
- ・ 施策評価の結果は、今後の施策の推進方策に反映させる。
- ・ 新規事業評価の結果を踏まえて事業実施を判断する。
- ・ 継続事業評価の結果は、当該年度の事業推進に活用するとともに、当該年度への反映が困難な場合には次年度事業の企画・立案に活用する。

5 評価委員会の設置

評価の実施について客観的な立場から点検するため「商工会創生プラン戦略・施策・事業評価委員会」を設置する。なお、商工会においては、商工会が予め定める理事会その他の機関等を評価委員会とみなすことができる。

①委員会の役割

- ・戦略・施策・事業に関する評価結果の妥当性・客観性を点検する。
- ・評価制度に関すること。

②委員の構成

- ・県連合会においては県や関係機関など10名以内で構成する。
- ・商工会においては県連合会の構成を参考にしながら、商工会の実情に応じて構成する。

6 評価結果の公表

商工会の存在意義を高めることにつなげるとともに商工会活動への理解を深めるために評価結果を分かりやすい形で公表する。

7 実施時期及び評価スケジュール

令和元年度から本格導入し、次のスケジュールを基本に評価を実施する。

<評価スケジュール>

- 4月～5月
 - ・評価対象体系表を整備し、対象となる事業を確定する
 - ・事業評価 → 施策評価 → 戦略評価の順で評価シートを作成し、これに基づいて評価を実施する
- 6月～7月 委員会において妥当性、制度について整備する
- 9月 県連合会及び21商工会はそれぞれ評価結果を公表する

8 評価実施上の総括的事項（主なもの）

①評価情報の有効活用

- ・評価結果だけでなく、評価に関連する各種情報については積極的に発信していくものとする。
また、総(代)会等においても情報提供に努めるものとする。

②理事会・監査会等による管理

- ・商工会におけるアクションプログラムの管理については、既存の機会を活用し、理事会や監査会等において、定期的に期中点検を随時行うこと。

③評価制度の改善

- ・より実行性の高い的確な評価を実施するため、評価手法について、制度の実施・運用実績等を踏まえ、評価の観点や基準の見直しなど必要な改善を行うものとする。